

令和5・6年度新居浜市小規模修繕契約希望者登録申請書提出要領<随時受付用>

この制度は新居浜市が発注する小規模な修繕契約のうち、市内業者（新居浜市内に主たる事業所又は住所を有する業者）の受注機会の拡大を図ることを目的としたものです。**対象になる修繕契約は内容が軽易で、履行の確保が容易なものとし、契約金額は50万円以下**とします。

この申請に係る資格は、見積等に参加できる資格であり、これをもって必ず指名されるという権利を得るものではありませんので、あらかじめご了承ください。

1 提出期間 令和5年1月10日（火）～ 随時受付を行います。

2 提出先 新居浜市役所4階 総務部契約課（電話0897-65-1221）
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

3 提出方法 持参、郵送又は信書便による提出

(1) 窓口を持参された場合でも、その場での審査は行いません。（後日審査します。）

(2) 郵送又は信書便による提出の場合、必ず封筒に「入札（見積）参加資格審査申請書在中」と**朱書き**してください。また、申請書類の受領確認が必要な場合は、次の見本のとおりに返送先の宛名等を記入した郵便はがきを添付（申請書類にクリップ留め）してください。なお、申請書類の到着確認についてのお問い合わせにはお答えしかねますのでご了承ください。

《受領票はがき見本》

<p>受領票はがき表面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">郵便はがき</p><table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">切手</td><td style="padding: 0 10px;">□□□□□□</td><td style="padding: 0 10px;">□□□□□□</td></tr></table><p>申請者住所 □□□□□□□□</p><p>申請者名 △△△△△株式会社 御中</p></div>	切手	□□□□□□	□□□□□□	<p>受領票はがき裏面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">受 領 票</p><p>申請者名 <u>△△△△△株式会社</u></p><p>令和5・6年度入札（見積）参加資格審査 申請書を受領しました。（小規模修繕）</p><p style="text-align: center;">受領印</p><div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div><p style="text-align: center;">新居浜市役所総務部契約課</p></div>
切手	□□□□□□	□□□□□□		

4 有効期間

○令和5年3月31日までの申請受付分 → 令和5年4月1日～令和7年3月31日

○令和5年4月1日以降の申請受付分 → 受付日～令和7年3月31日

5 資格通知 入札参加資格の認定をした旨の通知はいたしません。市から入札参加資格の認定をしない旨の連絡がない限り、認定されたものをご理解ください。

入札参加資格の認定等のお問い合わせにはお答えいたしません。

6 資格要件 新居浜市内に住所または主な事業所を置いていること。ただし、以下の項目に該当する場合は登録できません。

(1) 新居浜市建設工事入札参加資格申請を行う者。

(2) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

(3) 次の各号に該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- ⑦ ①～⑥に該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(4) 役員、代理人、支配人その他の使用人が、新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第2条第3号に規定する暴力団員等である者。

(5) 入札参加資格審査申請時に法人税（個人経営の場合は所得税）、消費税及び地方消費税、新居浜市税の滞納がある者。

(6) 法令の規定により当該営業に必要な許可、認可等を受けていない者。

7 提出書類

書類名	原本の別	説明
提出書類チェックリスト (指定様式)	原本	様式は新居浜市契約課のホームページに掲載しています。
小規模修繕契約希望者 登録申請書（第1号様式）	原本	様式は新居浜市契約課のホームページに掲載しています。 申請書の記載方法は、「8 申請書の書き方」を参考にしてください。
誓約書（指定様式）	原本	様式は新居浜市契約課のホームページに掲載しています。
印鑑証明書 ・法人 ・個人事業者→代表者分	写し可	法人の場合は法務局、個人事業者（代表者分）の場合は住所地の市町村役場で発行しています。 ※発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のものに限ります。
履歴事項全部証明書 (法人)	写し可	商業登記簿謄本 法務局で発行しています。 ※発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のものに限ります。
代表者の身分証明書 (個人事業者)	写し可	本籍地の市町村役場で発行しています。 ※発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のものに限ります。

新居浜市税納税証明書	写し可	<p>(法人) 会社名義の市税納税証明書 (個人) 代表者名義の市税納税証明書</p> <p>※非課税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を提出すること。ただし、法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(課税課)の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写しを提出すること。</p> <p>※発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のものに限ります。</p> <p>※新居浜市税納税証明書は、新居浜市役所2階税務総合窓口、1階市民課3番窓口、各支所で交付しています。ただし「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書は、新居浜市役所2階税務総合窓口のみで発行します。</p>
国税納税証明書	写し可	<p>(法人) 様式その3の3(法人税・消費税及び地方消費税) (個人) 様式その3の2(所得税・消費税及び地方消費税)</p> <p>納税地を所轄する税務署にて発行しています。</p> <p>※未納がないことの証明。納税義務がない方も提出が必要です。</p> <p>※免税・新設事業者も発行されます。</p> <p>※発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のものに限ります。</p> <p>※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</p>
消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書	原本	<p>様式は新居浜市契約課のホームページに掲載しています。 (実印の押印は必要ありません。)</p> <p>※課税事業者、免税事業者いずれかにチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れてください。</p> <p>※適格請求書等保存方式(インボイス制度)の登録を行っている課税事業者は、インボイス登録番号(「T」+13桁の数字)を記入してください。</p> <p>※未登録の場合は、「登録なし」にチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れてください。</p> <p>※免税事業者は、インボイス登録番号の記入の必要はありません。</p> <p>※申請後、税区分(課税、免税)に変更があった場合、新たにインボイス登録を行った場合は、変更届出書を提出してください。</p>
適格請求書発行事業者(インボイス)登録通知書等の写し	写し	<p>初めて新居浜市に上記のインボイス登録番号の届出を行う事業者は、「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写しまたは国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」該当ページの出力書面等、インボイス登録番号が確認できる書類を添付してください。</p> <p>(参考) 国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」 https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/</p>
営業資格等証明書	写し	営業上必要な代理店証明、免許、許可、認可等

※写し可のものについては、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

※納税等の証明については、領収証書等の写しは不可です。指定する証明書を添付してください。

※各証明書を取得する際の必要書類については、各発行場所までお尋ねください。代理申請の場合は、委任状が必要です。

※個人経営の方の印鑑証明書・身分証明書を新居浜市役所で取得する場合は、新居浜市役所本庁1階市民課3番窓口・上部支所・川東支所・別子山支所で請求してください。身分証明書を本人以外が申請する場合は承諾書が必要です。

(参考) 新居浜市市民課ホームページ <https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/simin/>

※新居浜市税納税証明書は、新居浜市役所2階税務総合窓口・1階市民課窓口・上部支所・川東支所・別子山支所で交付しています。(ただし「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書は、新居浜市役所2階税務総合窓口のみで発行します。)

(参考) 新居浜市収税課ホームページ 「納税証明について」

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/syuuzei/nouzeisyoumeisyo.html>

8 申請書の書き方

- (1) 申請書の「代表者職・氏名欄」に実印を押印してください。また、見積、契約、請求時に押印する印鑑を「使用印」欄に押印してください。使用印には、個人を特定できる印鑑（代表者印、社判+個人の認印など）を使用してください。（社判のみは不可）

なお、ゴム製や合成樹脂等の変形しやすい印鑑、浸透式印は使用できません。

※使用印鑑の例		※認められない例
		

- (2) 連絡先となる電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入してください。
- (3) 希望業種は3業種以内で、契約を希望する順に記載してください。希望する業種ごとに許可、免許・登録等があれば記入してください。

【希望業種分類表】

1	大工工事
2	ガラス・サッシ工事
3	畳工事
4	木製家具・家具関係工事
5	内装工事（カーテン、カーペット）
6	塗装工事
7	左官工事
8	板金工事
9	電気工事
10	その他工事

9 留意事項

- (1) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者は、資格を承認しない又は資格を取り消すことがあります。また、登録期間中に市税等の納付状況を調査したことにより滞納が確認された場合、滞納分の納付が確認されるまで、見積等の参加対象とならないことがあります。
- (2) 申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡しますので指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、登録できないことがあります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください。

10 その他 新居浜港務局及び新居浜市上下水道局への申請は不要です。（一括申請です。）

11 申請後に必要な手続き

申請内容に変更があったとき、事業を中止または廃止したときは、小規模修繕契約希望者登録事項変更届（第2号様式、新居浜市のホームページからダウンロードできます。）を提出してください。